

令和6年度予算概算要求の概要 (参考資料)

こども家庭庁

1 事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- こども家庭庁設置法に対する附帯決議においては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方自治体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携することとされている。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- こども・若者意見反映推進事業（通称：こども若者★いけんぷらす）の実施
 - （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映する。意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出すファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
 - （2）令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受け、施設等に出向いて意見を聴く手法について、拡充する。【拡充】

3. 実施主体等

実施主体：国(委託)

令和6年度概算要求額 0.11億円（0.01億円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年度にこども家庭庁設立準備室で実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」報告書において、こども・若者の参画に取り組む民間団体等との連携強化や、「意見表明」を醸成するための若者主体活動の支援の必要性について指摘されている。
- その指摘を踏まえ、国内及び海外における若者が主体となって活動している「若者団体」の実態把握等に関する調査研究を実施し、「若者団体」の現状を把握する。

2 事業の概要

- 若者が主体となって活動する若者団体に関する調査研究【拡充】
現在活動を行っている若者団体や、若者団体に精通している有識者よりヒアリングを行い、国内及び海外における若者が主体となって活動している若者団体の実態把握等に関する調査研究を実施し、若者団体の現状把握をする。

3 実施主体等

【実施主体】 国（委託）

令和6年度概算要求額 7億円（2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- この意識改革のための取組として、「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、若い世代の結婚や子育てに対する不安解消のための機運醸成等に取り組む。また、国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報を推進する。

2 事業の概要・スキーム

（1）こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組を推進するため、メディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じて情報発信を実施する。

（2）子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

Z世代主体のプロジェクトチームによる情報発信等を実施する。

（3）機運醸成に係る戦略的情報発信

国民全体の機運醸成に向け、国や地方自治体のみならず、地域社会、企業、NPOなど様々な関係者がセクターを超えた連携・取組の推進を図るため、春や秋の「こどもまんなか月間」及び夏休み期間等の時機を捉えたキャンペーンの実施等を行う。



3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

令和6年度概算要求額 2億円 (0.78億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- こども基本法(令和4年法律第77号)第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画(以下「自治体こども計画」という。)を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、こどもに関する計画を既に一体的に策定している地方自治体の好事例について調査し、横展開を図ることにより、自治体こども計画の策定を促進する。

2. 施策の内容

1. 自治体こども計画策定支援(現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上) **【拡充】**
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し**補助枠を拡充**し、より強力に支援する。
2. こどもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開
地方自治体の中には、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画や子どもの貧困対策推進法に基づく計画等の相互に関連する計画を一体的に作成している事例がある。こうした事例について**計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるように、さまざまな自治体規模に合わせたモデルを調査**し、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

3. 実施主体等

実施主体: 1. 都道府県及び市区町村(補助率1/2)、2. 国(委託)

令和6年度概算要求額 1億円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図ることを通じ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①こども政策DX見本市の開催

- ・ こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者がそれぞれが提供する技術・サービスを出展し、こども・子育て分野におけるDXの取組を進めようとする地方自治体や子育て関連事業者等とのマッチングのための見本市を開催する。
- ・ 見本市では先進事例等の紹介やセミナーも実施し、地方自治体や子育て関連事業者等のDXの取組を支援する。
- ・ 開催は東京・大阪等の首都圏での開催（2～3日程度）を想定。
- ・ 遠方からでも参加できるようオンラインとのハイブリッド開催や、専用HPでの展示内容閲覧も可能とする。

②こども政策DX事例集の作成

- ・ こども政策DX見本市の開催後に、出展事業者の取組内容をまとめた事例集を作成し、地方自治体等の取組に資するよう広く横展開を図る。

※見本市開催イメージ



3 実施主体等

【実施主体】 国

令和6年度概算要求額 1億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こども・子育て支援加速化プラン」の推進にあたり、子育てに係る各種手続及び母子健康手帳のデジタル化、日本版DBSの導入等を始めたとしたデジタル技術の活用は急務である。一方、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定、職員のデジタルリテラシーの向上もバランスよく実行することが重要であることから、業務の一部を専門技術及び知見を持つ事業者へ委託することにより、DX推進体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① DX戦略・人材育成等体制の強化

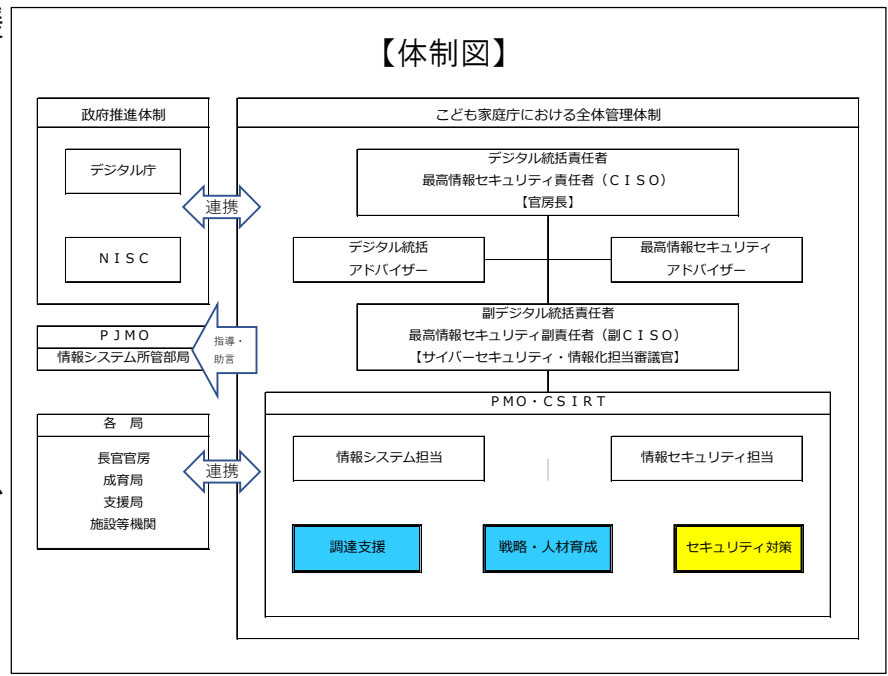
- ・ 中長期計画の策定支援
- ・ システムの企画立案、予算編成過程等におけるPJMO※からの相談への対応支援
- ・ 一元的なプロジェクト監理におけるチェックリストの予算要求段階の回答確認支援
- ・ 予算要求を行う案件のうち、ヒアリング対象案件とする者の選定支援・ヒアリング対応、見積精査支援
- ・ デジタル人材確保・育成計画の策定支援
- ・ デジタル人材育成のための職員研修企画支援（研修資料作成、研修講師、理解度調査、フォローアップ支援）

② 調達等支援体制の強化

- ・ 調達手続支援（調達仕様書に係る相談対応、調達仕様書案・評価基準書案の整合性確認、意見招請・入札公告等の手続支援）
- ・ プロジェクトの執行レビュー支援（チェックリストに基づく調達仕様書の確認、PJMO※におけるセルフチェック結果の確認、助言）
- ・ システム監査支援（監査計画の策定支援、監査実施状況の確認、助言）

③ セキュリティ対策体制の強化

- ・ 情報セキュリティに関する各種計画の策定及び進捗管理支援
- ・ ポリシー及び関係規程等の策定・改定支援
- ・ 情報システム運用継続計画の整備支援
- ・ インシデント対処等に係る教育訓練
- ・ 情報セキュリティに関する調査、注意喚起等の支援
- ・ 情報セキュリティに関する疑義照会・相談対応



※PMO : Portfolio Management Office ※PJMO : ProJect Management Office

3 実施主体等

【実施主体】 国

令和6年度概算要求額 3億円（-） ※（）内は前年度当初予算額
（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 特に小学生から中学生に対してこども家庭庁の役割やその施策、こどもの権利利益等について分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えたこども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

① こども向けWEBサイト運営事業

令和5年度に構築したこども向けWEBサイトについて、令和6年度も継続して、WEBサイトの更新、システム運用、コンテンツ提供を実施。

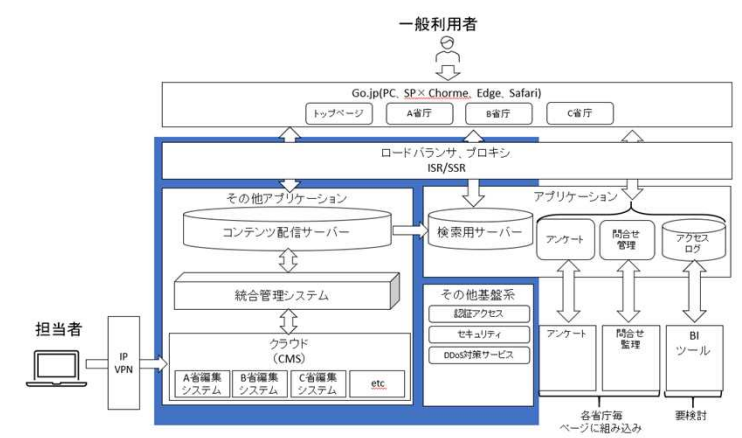
- ・ WEBサイト更新等構築費、脆弱性診断費、コンテンツ提供費、品質検査費 ほか
- ・ システム運用経費、サービス利用料、コンテンツ提供費（借料） ほか

② こども家庭庁公式WEBサイト（一般ユーザー向け）CMSの運用保守事業

こども家庭庁のWEBサイトを支えるCMSの設計、開発、運用・保守は、令和4年度にデジタル庁により政府WEBサイトの統一化・標準化の一環として実施。令和6年度には、使いやすさの改善やウェブアクセシビリティ検証を実施。

- ・ CMSの運用保守
- ・ 一部コンテンツの改善によるわかりやすさの向上
- ・ ウェブアクセシビリティの向上

こども家庭庁CMS運用保守



3 実施主体等

【実施主体】 国

1. 施策の目的

- 地方公共団体における、教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）を推進する。

2. 施策の内容

1. 地方公共団体における実証事業

地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）の実証事業を実施する。

2. 調査研究事業

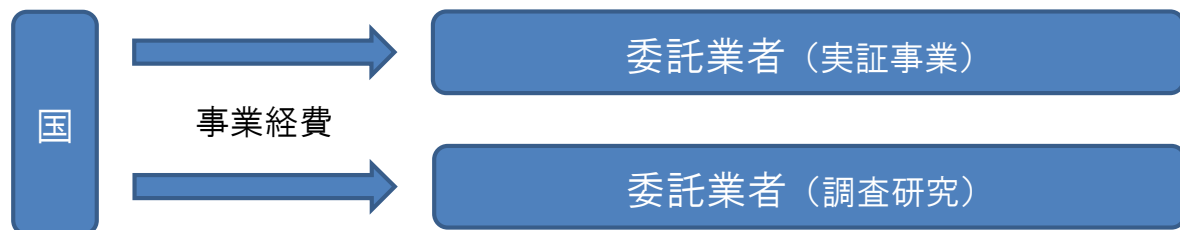
①ガイドラインの改訂

ガイドラインについて、全国の地方公共団体の取組により資するよう、1. の地方公共団体における実証事業等を踏まえた改訂を行う。

②取組の推進にあたっての課題整理・対応

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等、より多くの地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むにあたっての課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。

3. 資金の流れ



令和6年度概算要求額 30億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。

（1）地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

・重点メニュー（補助率：3/4）

自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

・重点メニュー（補助率：2/3）

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

・一般コース（補助率：1/2）

・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円

夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

<拡充内容> > 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。

3 実施主体等

① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

出産・子育て応援交付金

<妊娠出産子育て支援交付金>

令和6年度概算要求額 **622億円**+事項要求 **(370億円)** ※()内は前年度当初予算額

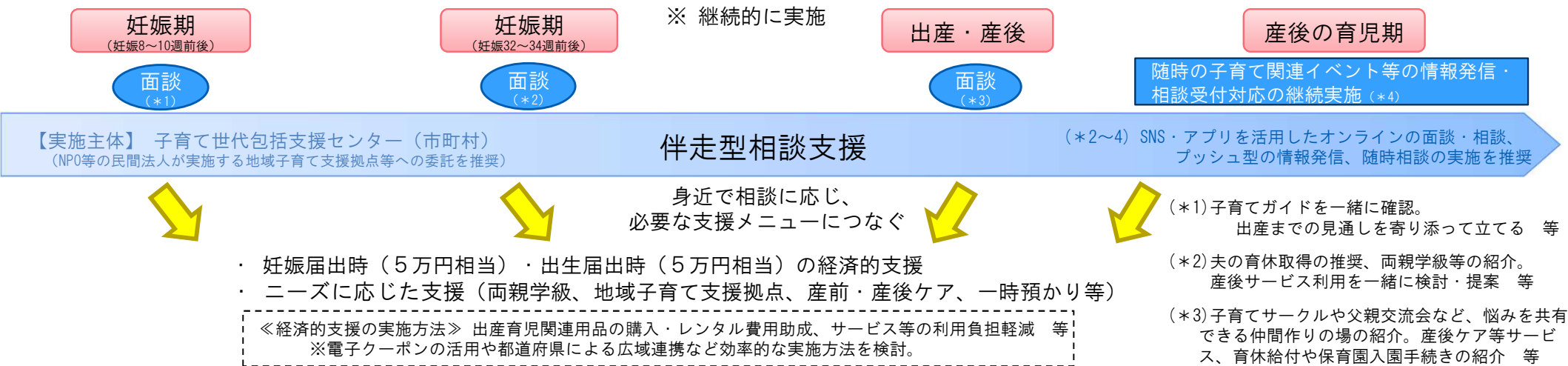
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

5 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を要求する。(一部事項要求)
- 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究費用を要求する。

1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健情報とマイナンバーカードとの一体化に関して、令和5年度からデジタル庁を中心に先行的な実証事業が行われているところであり、デジタル庁が開発し機能を追加・拡充していく情報連携基盤（PMH）に連携するための住民、医療機関及び自治体等が活用するアプリ・システム等の業務要件定義及び業務要件定義に基づいたアプリ・システム等の開発と改修に係る費用を計上する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための、住民、医療機関・自治体等のアプリ・システム等の業務要件定義やシステム改修等

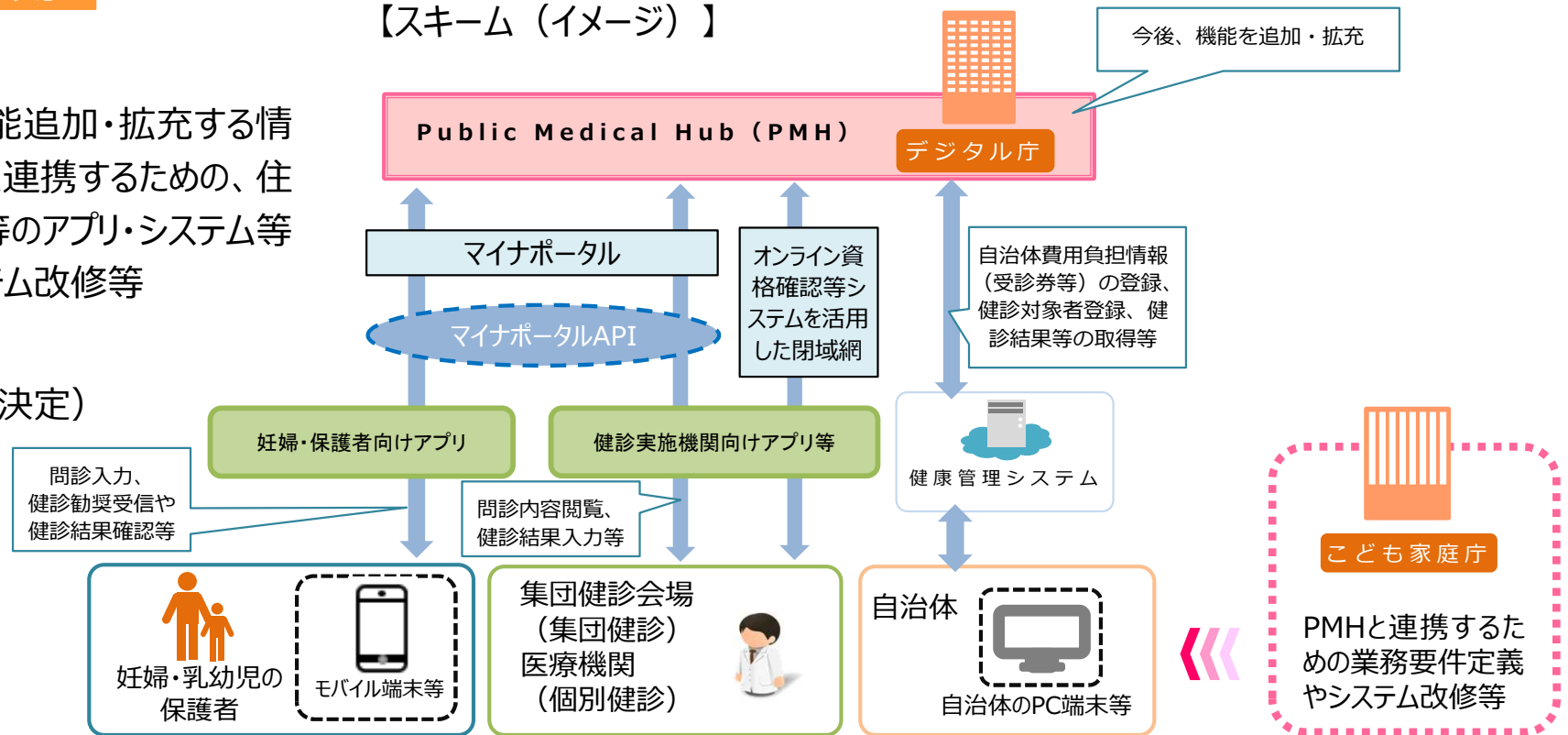
【実施主体】

民間団体（公募により決定）

【補助率】

定額

【スキーム（イメージ）】



1 事業の目的

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、「公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。」とされている。
- 公費負担医療のオンライン資格確認の導入に関して、デジタル庁を中心に実証事業が行われているところであり、未熟児養育医療及び療育の給付についても先行実施の対象とし、必要な検討を行うための費用を計上する。

2 事業の概要・スキーム等

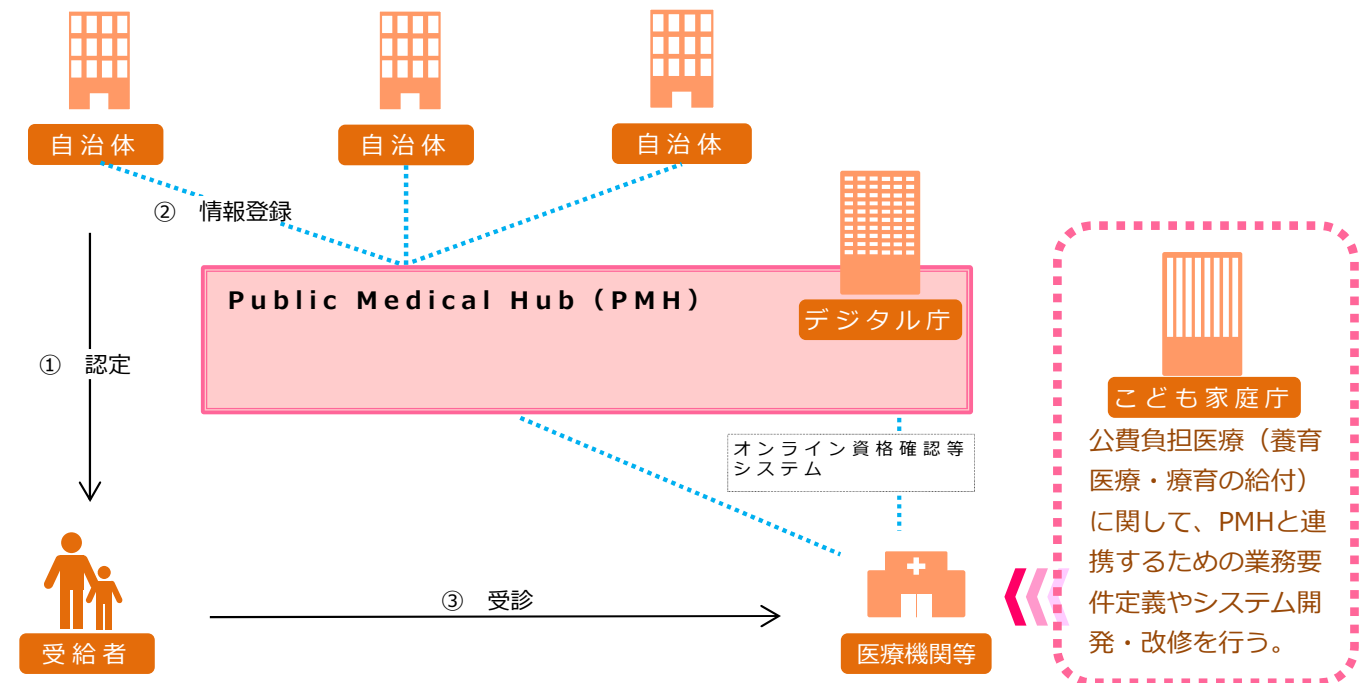
【事業概要】

- デジタル庁中心に令和5年度に行われる実証事業の内容や、他の公費負担医療制度の動向を踏まえ、システム要件定義の整理、システム要件定義に基づいたシステムの開発と改修に係る経費を要求する。

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【スキーム】



妊娠・出産包括支援推進事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

＜母子保健医療対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 **122億円**（122億円） ※（）内は前年度当初予算額
【平成27年度創設】

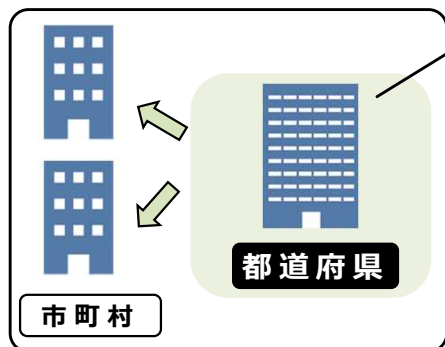
目的

都道府県において、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制を整備するため、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。また、妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

内容

①妊娠・出産包括支援実施体制整備事業

都道府県において、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、ニーズ把握調査等を行う。



(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、こども家庭センター、利用者支援事業を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

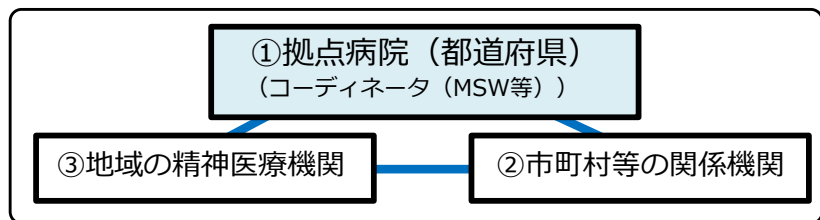
産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、複数の市町村での産後ケア事業等の共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。 **等**

②妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業【拡充】

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関等にコーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。



- ・ 拠点病院（①）を中核とした関係者・関係機関による協議会を設置・開催
- ・ 妊産婦の診療対応可能な地域の精神科医療機関（③）リストの作成や、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- ・ 支援が必要な妊産婦を把握した場合、地域の精神科医療機関（③）の受診につなげるためのコーディネータによる連絡・調整
- ・ 市町村等の関係機関（②）や地域の精神医療機関（③）から拠点病院（①）へのメンタルヘルスに関する相談や診療依頼
- ・ 拠点病院（①）から市町村等の関係機関（②）や地域の精神医療機関（③）への専門家の派遣 など

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案
 - ・ 妊娠・出産包括支援実施体制整備事業 1,381,400円 / 都道府県
(産後ケア事業を市町村の共同での実施を推進する場合の加算 338,000円 / 都道府県)
 - ・ 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 月額 1,475,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数
 - ・ 妊娠・出産包括支援推進事業 43自治体
 - ・ 産後ケア事業を市町村の共同での実施を推進する場合の加算 6自治体

※ 令和4年度変更交付決定ベース

妊婦訪問支援事業【新規】

＜母子保健医療対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 122億円（122億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和3年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施していた事業について、引き続き母子保健医療対策総合支援事業の中の1事業として実施するもの。

目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに健診の受診を促す。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2

◆ 補助単価案 : 1回あたり 9,550円

民間委託する場合 年額564,000円

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

＜母子保健医療対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 122億円（122億円） ※（）内は前年度当初予算額

【令和3年度創設】

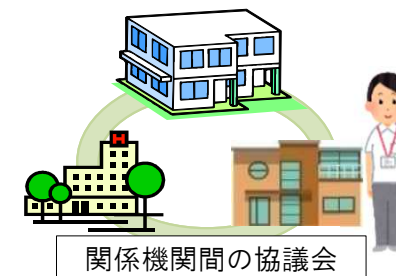
目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : (1) 月額 688,000円
(2) 月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 17自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

令和6年度概算要求額 事項要求

1. 施策の概要

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
- 令和6年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

2. 施策の内容

◆対象の学校種 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆対象の学生 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。令和6年度拡充対象の多子世帯には1/4、私立理工農系は授業料の文系との差額を支援)

◆支援の内容 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
 - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
 - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

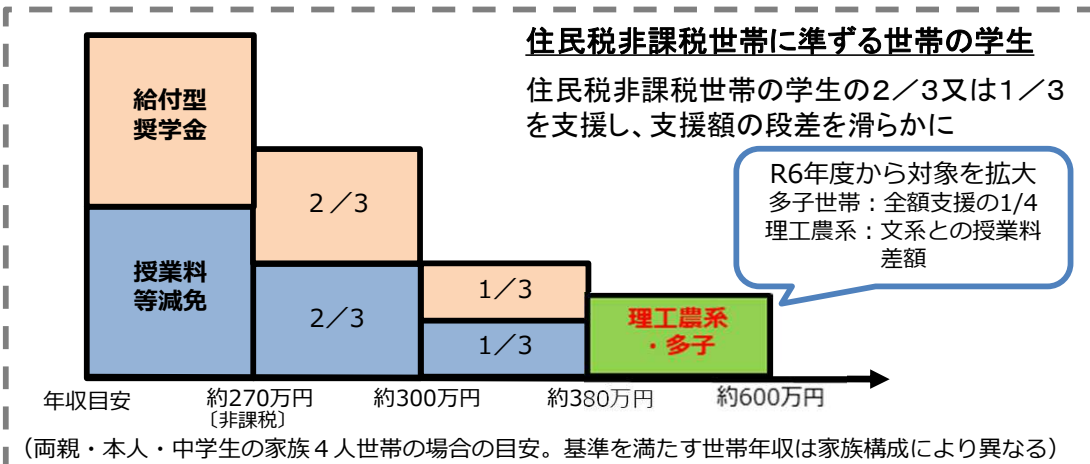
○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



(参考)「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)抜粋
Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- 高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充(対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等)を検討し、必要な措置を講ずる。

3. 実施主体等

◆実施主体 : 【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆補助率 : 【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和6年度概算要求額 3兆3,479億円+事項要求 (3兆3,317億円) ※()内は前年度当初予算額

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等 1兆6,436億円+事項要求 (1兆5,966億円)

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所・認定こども園は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 1,022億円+事項要求 (1,042億円)

給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

- ・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域子ども・子育て支援事業 2,019億円+事項要求 (2,019億円)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】

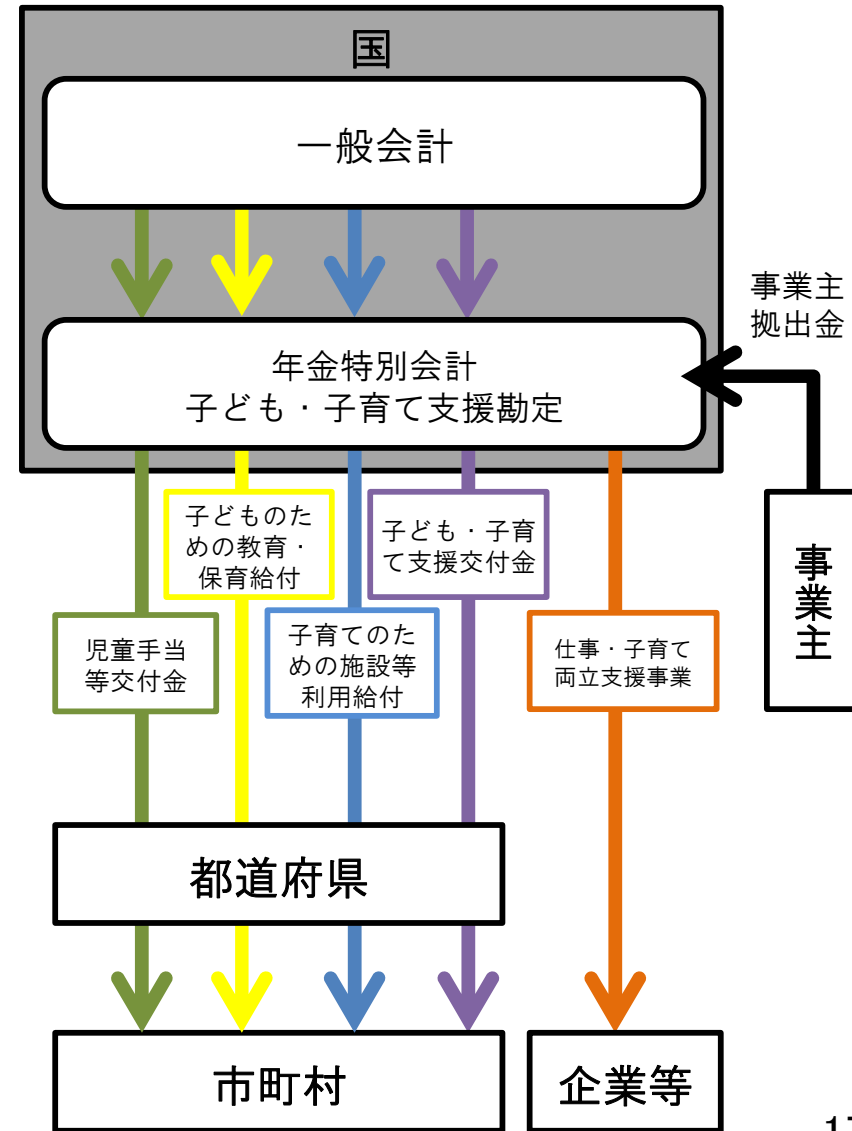
仕事・子育て両立支援事業 2,090億円 (2,090億円)

- ・企業主導型保育事業 【国10/10】
・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 【国10/10】

児童手当等交付金 1兆1,911億円+事項要求 (1兆2,199億円)

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付 【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



子ども・子育て支援交付金

令和6年度概算要求額 1,847億円 + 事項要求 (1,847億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|---------------------|--------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ②延長保育事業 | ⑥子育て短期支援事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑧養育支援訪問事業 | ⑫病児保育事業 |
| | | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |

《主な事項要求》

○社会保障の充実

令和6年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引き上げ以外の財源も含む)。

○新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)等の実施

新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化等に必要な経費について確保する。

○「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化

放課後児童クラブ等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ予算編成過程において検討を行う。

○令和4年度改正児童福祉法の施行

新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を創設するとともに、こども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携・協働を進めるなど、令和4年度改正児童福祉法の施行等の実施により地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。

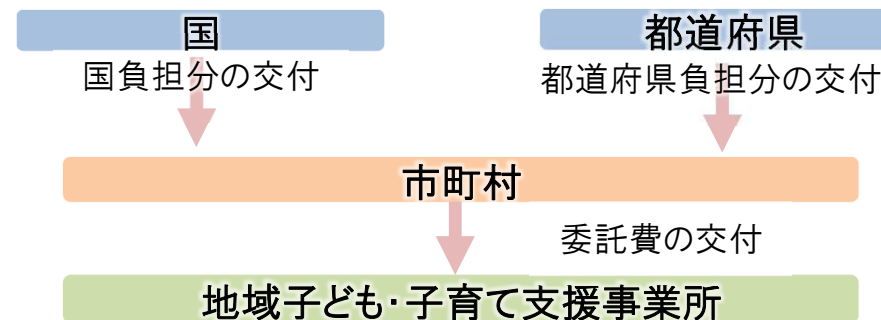
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3



児童手当制度の概要

<児童手当等交付金>

令和6年度概算要求額 1兆1,911億円+事項要求 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2 事業の概要・スキーム

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人 (令和3年度年報(令和4年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																			
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																			
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																			
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td colspan="2">国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td colspan="2">国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td colspan="2">国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>				被用者			非被用者		公務員	0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3
	被用者			非被用者		公務員																																
0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																
3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,069億円 (内訳) 国負担分 : 1兆 360億円 (1兆 637億円) うち特例給付 425億円 (1兆9,442億円) 地方負担分 : 5,180億円 (5,318億円) うち特例給付 213億円 事業主負担分 : 1,552億円 (1,562億円) ※ () 内は令和5年度予算額 公務員分 : 1,978億円 (1,924億円) うち特例給付 43億円</p>																																					

※実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、児童手当の拡充について「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討を行う。

令和6年度概算要求額 324億円 + 事項要求 (295億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 **509**億円の内の数 **(457**億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

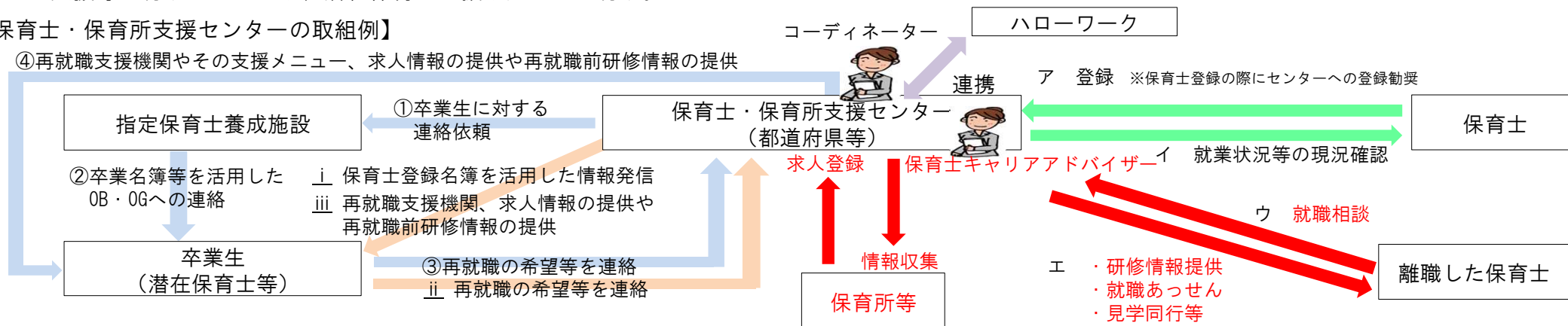
2. 施策の内容

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん（保育士キャリアアドバイザーによる見学同行等の伴走支援）、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育所支援センターの取組例】

④再就職支援機関やその支援メニュー、求人情報の提供や再就職前研修情報の提供



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費： 7,500千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円 復職前研修実施経費：477千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円 保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円 マッチングシステム導入費：7,000千円

保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）

<保育対策総合支援事業費補助金>

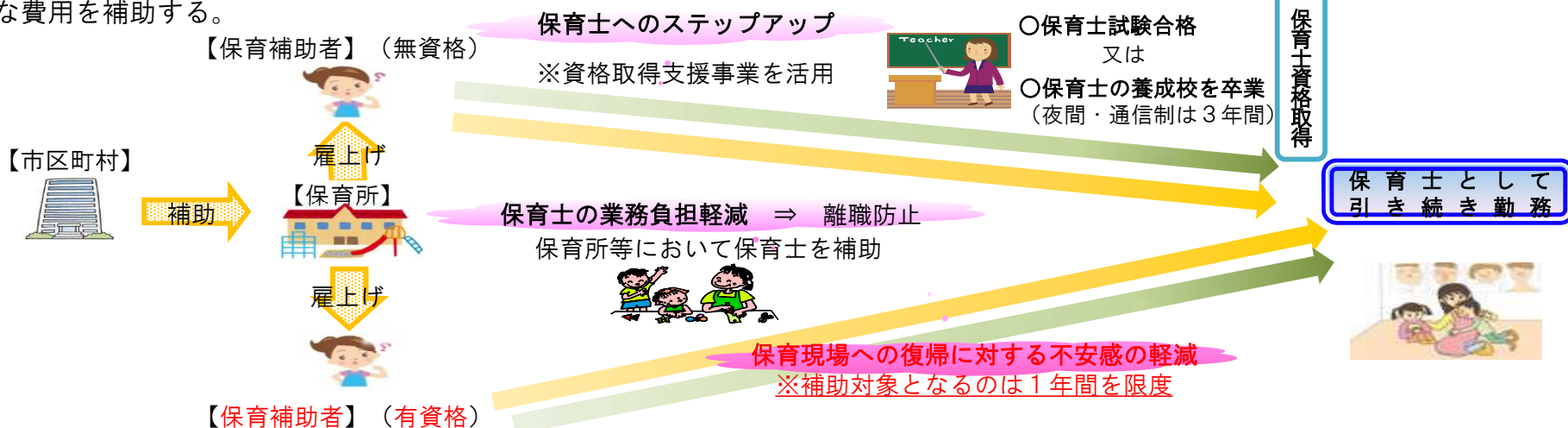
令和6年度概算要求額 **509**億円の内数 **(457億円)** ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの流れを構築することなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。
- **潜在保育士の再就職支援として、保育士資格保有者が補助者として一定期間従事することを可能とし、ブランクの長い保育士が復帰することができるよう必要な支援を行う。**

2. 施策の内容

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや**潜在保育士の再就職支援**を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。



3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額 2,338千円 又は 年額 3,117千円（※）

定員121人以上の施設：年額 4,676千円 又は 年額 6,234千円（※）

（※）保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 **現に保育士として就業していない保育士**、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

保育士修学資金貸付等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 5,217人(令和3年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額)イ 入学準備金 20万円(初回に限る)ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る <p>※貸付期間:最長2年間</p>
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	<ul style="list-style-type: none">○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 223人(令和3年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,558人(令和3年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,668人(令和3年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 6人(令和3年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 **509**億円の内数 **(457億円の内数)** ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

- ・若手保育士への巡回支援
+
・保育実践充実コーディネーターによる巡回支援
- ： 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ： 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援を実施

統合

①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実を図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施

- ・保育事業者への巡回支援
+
・保育士の働き方改革への巡回支援
- ： 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ： 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施

統合

②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。

- ③放課後児童クラブへの巡回支援
 - ④魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
 - ⑤地域保育ネットワークを含む協議会の開催
- ： 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ： 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ： 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒<拡充内容>

- 若手保育士や再就職して間もない保育士（勤務経験5年以内）に限らず保育所等に勤務する保育士を支援対象とする。（事業名の変更。）
- 都道府県域で事業を実施する場合、「保育士支援アドバイザー」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】 ①～③：1自治体当たり それぞれ4,064千円（①を都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）

④、⑤：1自治体当たり それぞれ1,634千円

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において地域限定保育士試験を実施する場合において、試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 都道府県及び指定都市が地域限定保育士試験を実施する場合において、円滑に試験が実施されるよう、試験の実施に必要な費用の一部を支援する

- ① 地域限定保育士試験の広報に関する費用
- ② 保育実技講習会に関する費用

⇒<拡充内容>

地域限定保育士試験の全国展開を見据え、全ての都道府県・指定都市を補助対象とする。

<参考：地域限定保育士試験>

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は 当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験の制度。今後、本制度については、児童福祉法等を改正し、全国展開を行う方針。

3 実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市

【補助基準額】

地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※）の実施に必要な費用

（※）保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】

国：1 / 2、都道府県・指定都市：1 / 2

保育所等におけるICT化推進等事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。
また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、**実費徴収等のキャッシュレス決済**）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) **医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,300千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
 - (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
 - (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
①1自治体当たり 5,000千円 ②1施設当たり 1,000千円
 - (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
 - (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定
 - (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円
 - (7) **医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 100千円**
- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
※①について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3
※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
*(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (7) **国：1/2、市区町村：1/2**

4 拡充内容

- 実費徴収や延長保育を利用する際にかかる費用の徴収について、保育士の業務負担軽減の観点から、キャッシュレス決済を導入する場合の費用について補助対象
- 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率の嵩上げ。
 - 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4
 - 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体（特別区を含む）が運営する施設を対象とし、国：2/3、自治体：1/3に嵩上げする。
 - 認可外保育施設は、1施設当たり20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4
- 病児保育におけるICT化の推進として、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への嵩上げを行う。
(現行：国：1/2、市区町村：1/2 → 国：2/3、市区町村：1/3)
- 医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
【例】 タブレット、代替キーボード（音センサー・屈折センサー）、視線入力装置等

医療的ケア児保育支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所

保育所（医ケア児受入施設）



看護師等の配置

助言・支援等

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



医療的ケア児保育支援者

看護師等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

- 基本分単価
 - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)
 - 加算分単価
 - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
 - ④ 医療的ケア児保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
 - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
 - ⑦ **災害対策備品整備 1市区町村当たり 100千円**
- ※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

保育利用支援事業（入園予約制）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数（457億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 1歳児クラスの年度当初からの入所は、0歳児クラスからの進級により定員がいっぱいになってしまうため、育児休業期間を切り上げてい0歳児からの保育所等への入所を希望する保護者がいることから、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、1年間の育児休業を取りつつ、職場復帰に向けた保育所入園時期を予め確保することにより、子どもの育ちと保護者の不安を解消する。

2. 施策の内容

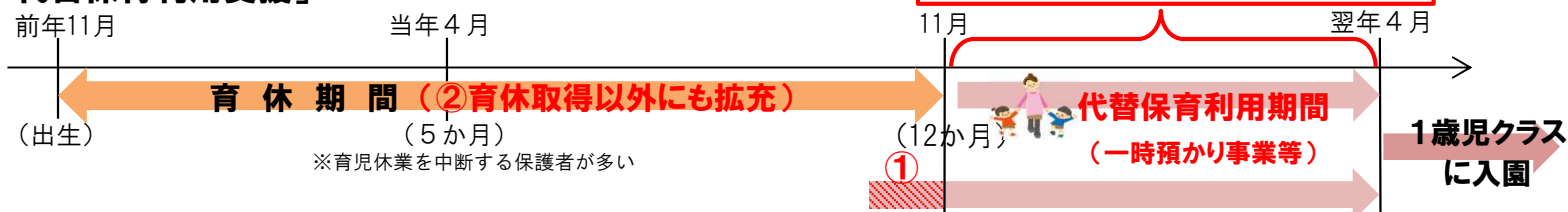
（1）「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

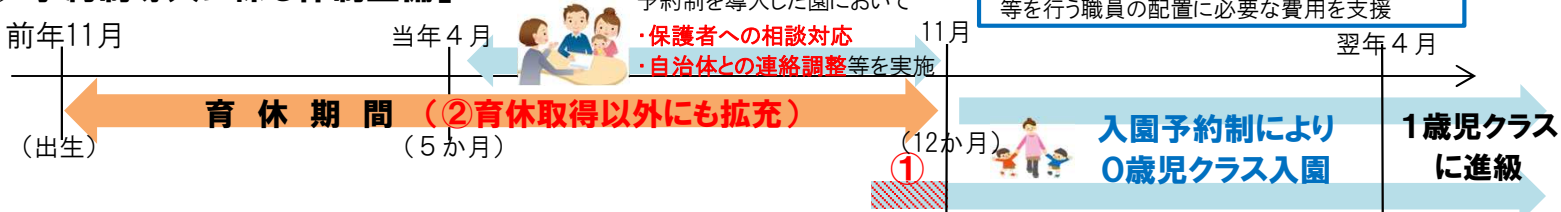
（2）「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

①「代替保育利用支援」



②「予約制導入に係る体制整備」



⇒＜拡充内容＞

保育利用支援事業の利用を、①1年の育休取得後に限定せず、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する

3. 実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助基準額】①「代替保育利用支援」 子ども1人当たり 20千円（月額）

②「予約制導入に係る体制整備」 施設1か所当たり 2,406千円（年額）

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員



認可保育所等



認可外保育施設



認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の現地指導

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 355千円

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

認可外保育施設改修費等支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

2. 施策の内容

【事業内容】

- 認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

<要件1>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること、
(※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、事業者：1／4

【補助基準額】 《要件1》改修費等 1か所当たり 34,946千円、移転費等 1か所当たり 5,461千円
《要件2》改修費等 1か所当たり 17,473千円、移転費 1か所当たり 1,311千円

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

＜こども政策推進事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 37億円の内数 (37億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
 - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

3 実施主体等

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助率】 定額

令和6年度概算要求額 2億円（0.36億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」（以下『基本的な指針』）の閣議決定後、その認知拡大に加え、すべての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及」を一体的に推進。こどもの誕生前から幼児期までの、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体的に保障することを通じて、こどもの生涯のWell-beingの向上を実現する。

2 事業の概要・スキーム

推進対象：こどもの誕生前から幼児期までの育ちに係る質充実に資する取組

① 国民一人一人の具体的な行動促進

①-1 効果的広報を通じた普及啓発【継続（R5～）】

「基本的な指針」の詳細な内容について周知（幅広い層を対象にした動画の作成、メディアを活用した積極的な発信 等）

①-2 具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等

✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

✓関心層（「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む）

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・動画等作成（→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実）



それぞれの立場での
具体的な行動を促進

② 地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的活動を推進する人材（コーディネータ人材）を全国的に養成。そのため、
 ・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
 ・複数の実証地域等（※）を指定し、具体的活動を推進する先進事例を創出。
 ※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

③ 科学的知見の充実・普及（調査研究）

『基本的な指針』を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちに係る質向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。（テーマ例：外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点など）

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者及び自治体・民間団体等18か所程度 500万円/1件あたり ③学術機関、民間企業等（計3件程度）

子ども・子育て支援施設整備交付金

令和6年度概算要求額 172億円※ (172億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引き上げ以外の財源も含む）等については、予算編成過程で検討することとなっており、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

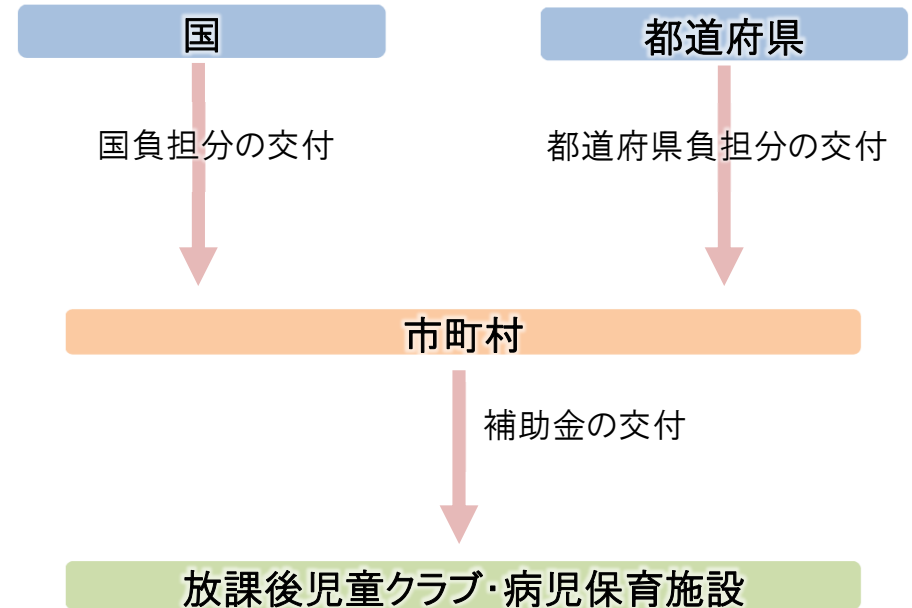
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率



放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

＜保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）＞

令和6年度概算要求額 11億円の内数（10億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

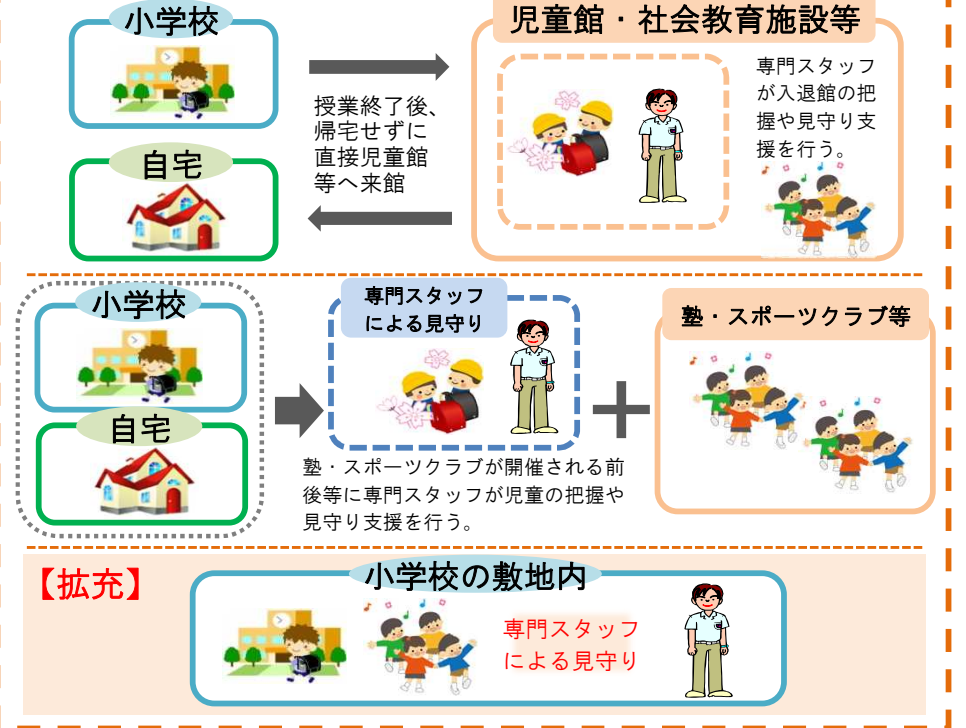
1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - （1）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - （2）塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - （3）「小学校の敷地内で実施する場合」という対象事業の要件を見直し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
 - （4）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助単価案】 ①運営費：1,086千円

②環境整備のための設備費等：500千円

＜こども政策推進事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 4億円+事項要求（2億円）※（）内は令和4年度第二次補正予算額

1 事業の目的

- 各自治体における、こどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して財政支援を行うとともに、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を令和6年度も継続して実施することにより、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

- ・居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

- ・こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

- ・NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・障害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・居場所のない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供 等



3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	5,458千円
1 特別区・中核市あたり	3,434千円
1 市町村あたり	1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	4,133千円
1 特別区・中核市あたり	3,885千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援

（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

※同一団体の同一事業は採択しない。

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限）

次世代育成支援対策施設整備交付金

<次世代育成支援対策施設整備交付金>

令和6年度概算要求額 80億円 + 事項要求 (67億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

<主な拡充事項>

- 児童福祉施設や障害児施設等に係る施設整備について、建設資材費等の高騰に対応するためその影響相当額等を要求する。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。

<事項要求>

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、今後の予算編成過程において検討する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則1/3相当）

令和6年度概算要求額 0.82億円+事項要求(1億円)※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

【事業者用マニュアル作成等関係】

- 日本版DBSの対象事業者は、高度のプライバシーに該当する前科に関する情報を扱うため、情報管理等が遺漏なく行われる必要があるほか、当該情報の照会に必要な手続が確実かつ円滑に行われる必要があることから、対象事業者に対して、制度の仕組み、講ずべき措置の内容、手続の流れ等について把握させる必要がある。
- そのためには、制度に関するガイドラインを作成するとともに、事業者向けに実務に即した具体例を載せるなどした分かりやすいマニュアルの作成等が必要である。

【従事者への研修関係】

- 日本版DBSの対象事業者は、児童に対する性暴力を防止するため、安全のための措置を講ずる義務を負うことから、対象事業者は、事業に従事する者に対して、研修・指導等を行うことが想定される。事業者が的確な研修・指導等を実施するためには、国において、その効果が最大化されるよう専門的な知見を踏まえて研修内容や教材を検討し、分かりやすく使いやすい形にまとめた上で事業者に提供することが効果的・効率的である。

【調査研究関係】

- 日本版DBSに係る法律の成立及び技術的な事項の委任を前提として、これらの事項を調査研究等を通じて検討する必要があるほか、各種情報収集・分析を実施する必要がある。

2. 施策の内容

- 上記課題を踏まえ、
 - (1) ガイドライン、マニュアル等の作成及び配布
 - (2) 従事する者に対する研修内容や教材の作成
 - (3) 委任規定等の検討

に係る調査研究につき業者に委託する。

3. 実施主体等

- ・ 実施主体:国(委託)

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 **509**億円の内数 (**457**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要の費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）
ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 **イ 送迎用バスの安全装置の設置を行う事業**
ウ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧感染症対策のための改修整備等事業（★）
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

制限無し：（☆）の事業
10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額】

1. 基本改善事業	1施設当たり	7,200千円	ノンコンタクトタイムスペース改修費	1施設当たり	100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨）	1施設当たり	1,029千円	（④）	1施設当たり	500千円以内
（⑥、⑦）	1施設当たり	32,448千円			

【補助割合】 2④**及び**2⑧の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト作成に係る審査業務等

令和6年度概算要求額 0.20億円 (0.20億円) ※()内は令和4年度二次補正予算額

1 事業の目的

ガイドラインに適合する安全装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適否を審査する。

2 事業の概要・スキーム

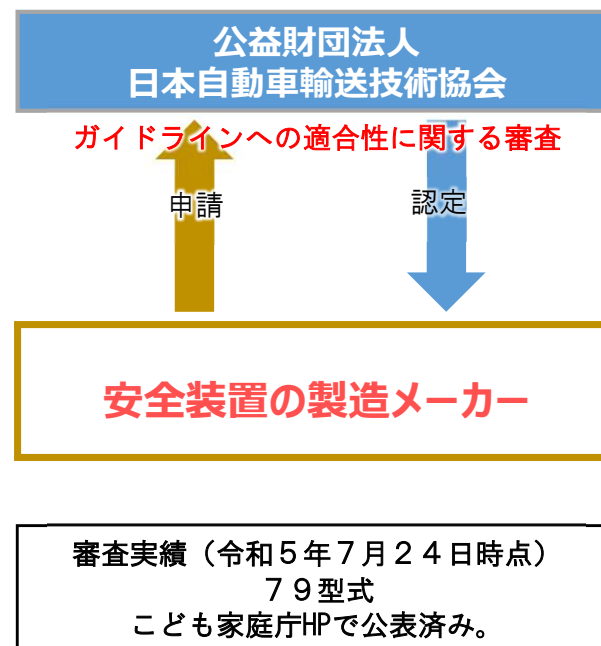
【事業内容】

関係府省令の改正により装備が義務付けられた安全装置については、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものをリスト化して公表する必要がある。

令和5年1月、ガイドラインに適合するか判断する審査業務を公益財団法人日本自動車輸送技術協会と請負契約を結び委託しているが、当該事業については、令和6年度においても引き続き新規申請や仕様変更申請等の対応が必要である。

【契約期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日



3 実施主体等

【実施主体】公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【実施要件】安全技術や保安基準、後付け装置の性能評価・影響評価等の知見を有し、随時審査できる体制を有することなど

災害共済給付補助金

令和6年度概算要求額 24億円（20億円）※()内は前年度当初予算額

1. 施策の要旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく児童生徒等の災害に対する救済を行い、こどもの安全で安心な環境整備を推進することを目的とする。

災害共済給付制度は、その運営に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度とされており、全国的な一定水準の給付を確保するとともに、できる限り保護者の負担を軽減するため、共済掛金を保護者と学校の設置者で負担するとともに、国は法令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することとしているものである。

2. 施策の内容

(1)災害共済給付補助

センターが義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)について、当該児童生徒等の保護者に対し医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等を支給する災害共済給付の経費の一部をセンターに対して補助する。

(2)要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助

公立義務教育諸学校の設置者が、経済的な理由によりセンターの災害共済給付に係る共済掛金の一部を納付することが困難であると認める児童生徒の保護者のうち、要保護者と準要保護者からその共済掛金の一部を徴収しなかった場合に、当該徴収しなかった経費の一部をセンターに対して補助する。

3. 予算の推移

年度	R元	2	3	4	5	
予算額	2,324,118	2,324,118	2,324,118	2,031,615	2,031,615	(単位：千円)

4. 実施主体等

- ◆実施主体：独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ◆補助率：定額

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

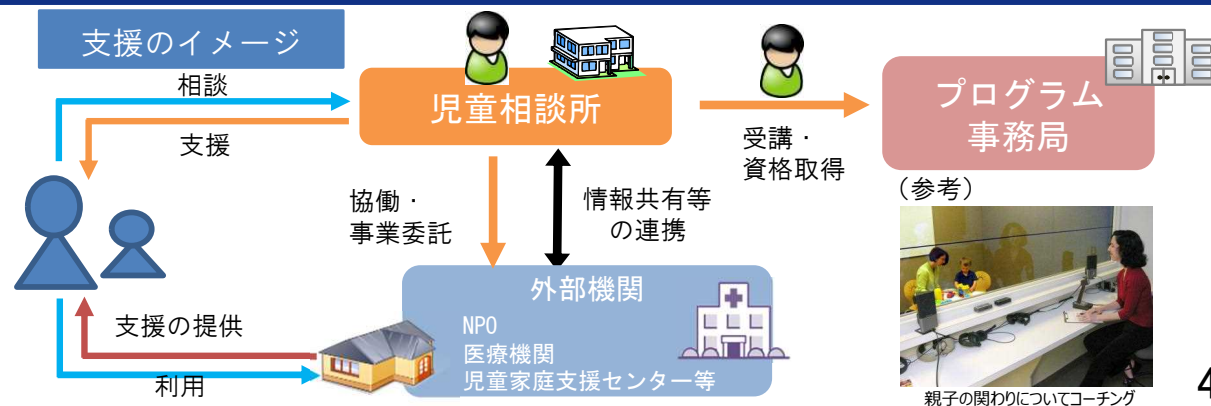
【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 施策の内容

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

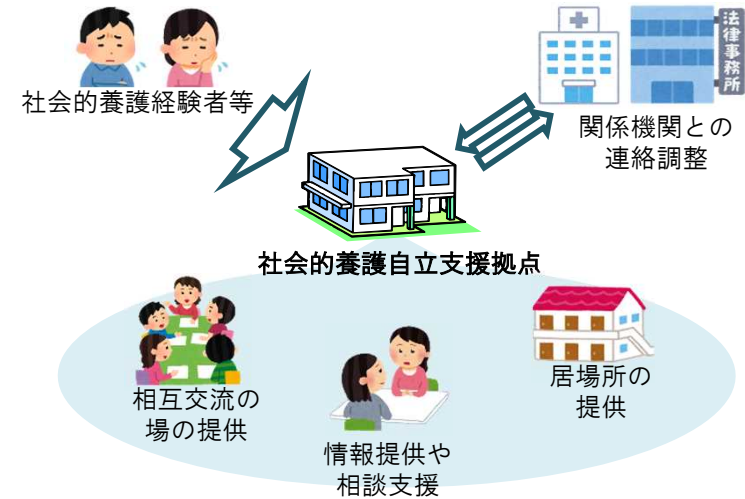
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3. 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,795千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 医療連携担当職員配置加算	1 か所当たり	6,955千円
・ 相互交流費用			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 関係機関連携費用			キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
イ 生活相談支援員配置加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,168千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,594千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜里親支援センター等人材育成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.74 億円

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

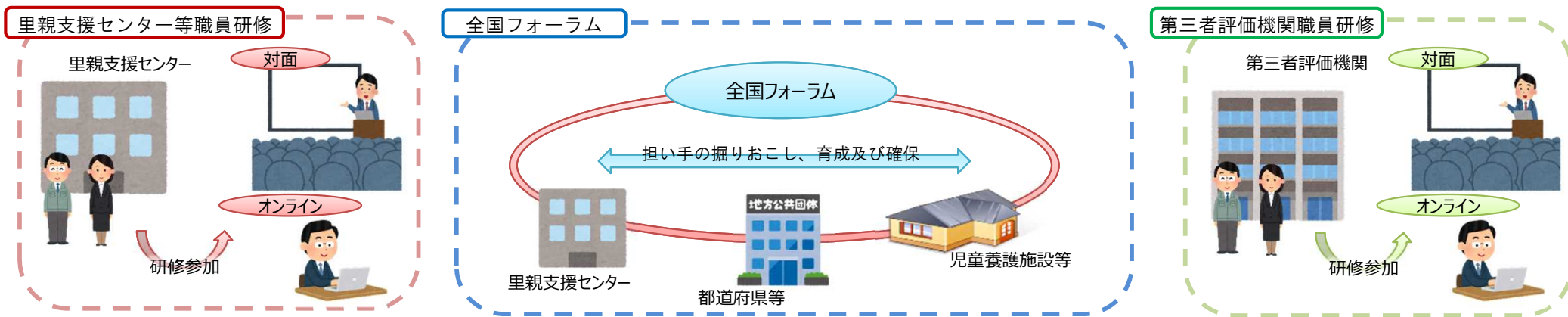
1. 施策の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2. 施策の内容

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

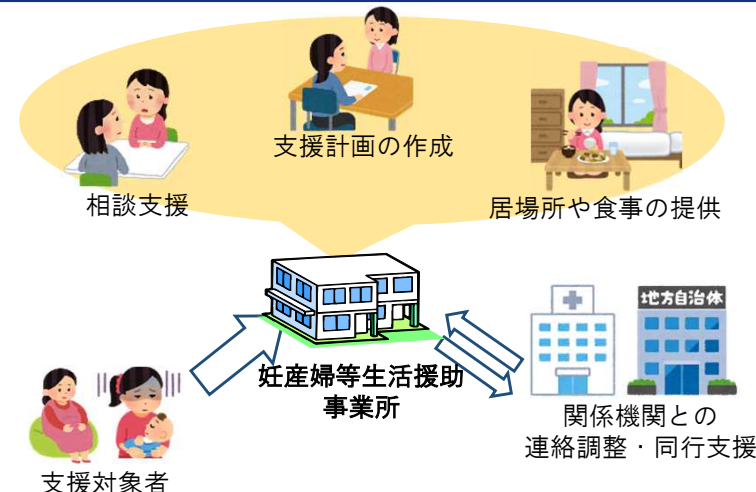
1. 施策の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 施策の内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	29,851千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター1人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 看護師、助産師 1人			・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員 1人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,166千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,200千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村(①以外)

【補助基準額】 ① 5,901千円

※活動回数に応じて加算

(加算1) 121～240回：2,990千円

(加算2) 241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

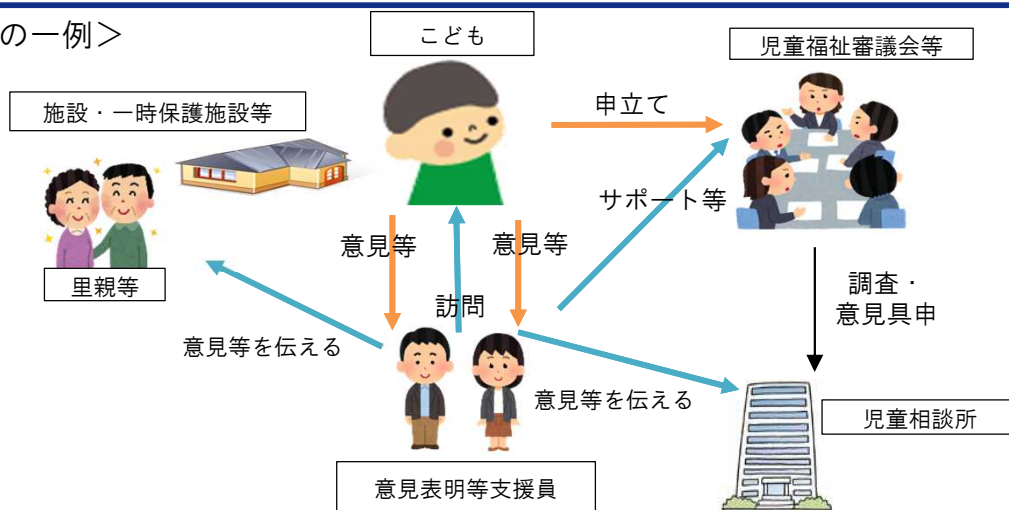
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<取組の一例>



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2. 施策の内容

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 《拡充》

《拡充内容》

- ・ 補助対象に、改正児童福祉法により新設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所）を追加

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3. 実施主体等

【実施主体】

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
(※) 対象施設・事業所が母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所である場合は、
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- (2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- (1) < 3 以外 > 1 か所当たり：800万円
※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
- < 3 > 1 か所当たり：300万円
- (2) 1 か所当たり：800万円
- (3) 1 か所当たり：800万円

【補助率】

- (1) 国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2 (1 / 3)
国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県：1 / 4 (1 / 6)、市・福祉事務所設置町村：1 / 4 (1 / 6)
(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ(1 / 2 → 2 / 3)
- (2) 国：1 / 2、指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2
国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市町村：1 / 4
- (3) 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
(-) ※ () 内は前年度当初予算額
(参考) 令和4年度補正予算：0.4億円

1. 施策の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2. 施策の内容

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

里親にこどもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

2. 施策の内容

(1) 生活費等支援

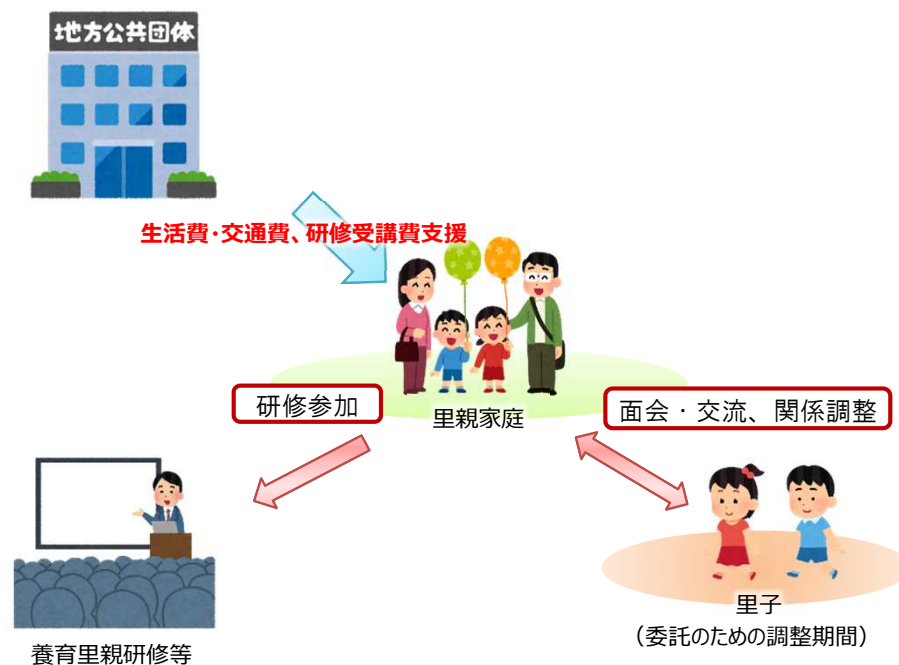
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 生活費等支援	1人当たり日額	5,300円
(2) 研修受講支援		
①研修受講旅費		
ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
②テキスト費用	1件当たり	20,000円
③考査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業補助金＞

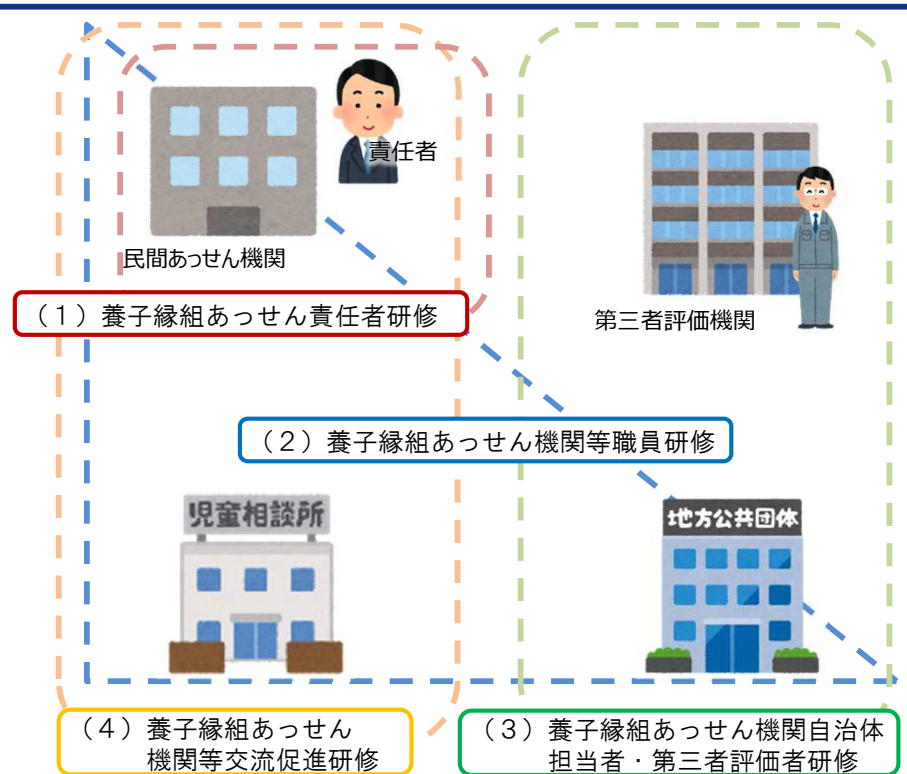
令和6年度概算要求額 0.45 億円 (0.21億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2. 施策の内容

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム

（1）児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

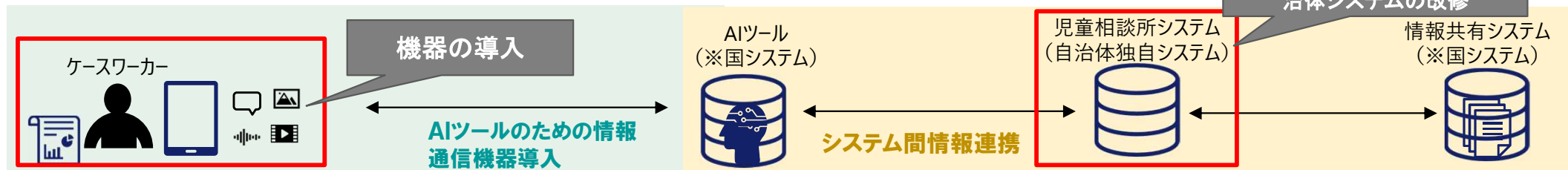
国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修等経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減

（2）一時保護の判断に資するAIツールの円滑な運用に伴う情報通信機器導入等

外出先から一時保護の判断に資するAIツールにアクセスできるよう、タブレット端末等の情報通信機器導入経費を補助する。

- ✓ タブレット端末からリスクアセスメントシート入力により、安全確認段階で虐待リスクを迅速に判断
- ✓ 外出先からテキストメッセージ・画像・音声・動画データの送受信により、児童の状況を的確に共有



3 実施主体等

【補助基準額】

- ①一時保護の判断に資するAIツールに係る改修 自治体1か所当たり（※1）：19,250千円【（1）関係】
- ②要保護児童等情報共有システムに係る改修 自治体1か所当たり（※2）：7,700千円【（1）関係】
- ③一時保護の判断に資するAIツール運用に伴う情報通信機器導入 児童相談所1か所当たり（※1）：1,000千円【（2）関係】

※1 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市

※2 対象は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（-）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

（活用例1）①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

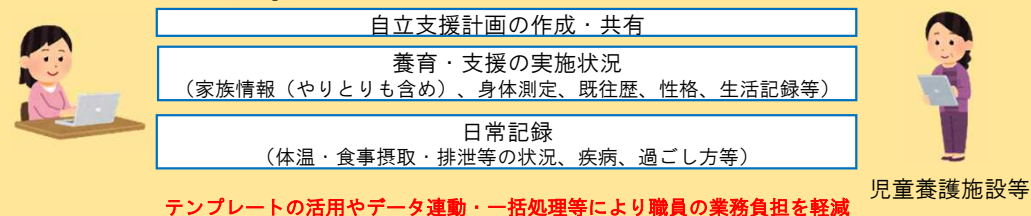
（活用例2）職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

（活用例1）ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等



（活用例2）タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii. 上記以外

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数(208億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護所内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護所等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に入所する児童の対応や夜間対応時の保護所内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充部分>
- ⑦ その他(外国人対応協力員(通訳など)等)：個々の保護している子どもが抱える問題(言語面等)を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外の者 一時保護所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
(加算分※1) 一時保護所1か所当たり：1,384千円
- ・ 学習指導協力員(基本分) 一時保護所1か所当たり：2,725千円×配置人数(上限：3名分)
(加算分※2) 一時保護所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

(162 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

- ① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施することができる。

ア 生活指導・学習支援

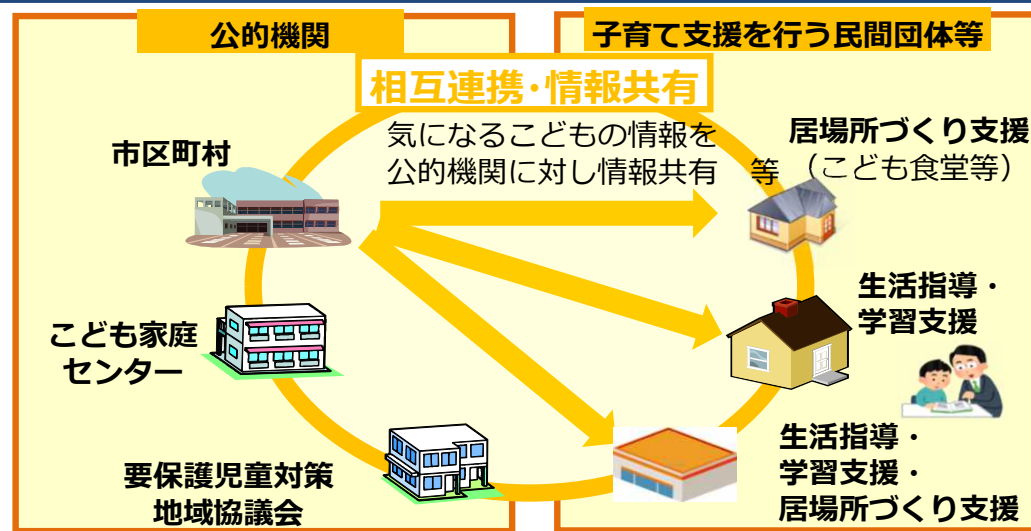
拡充

イ 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。

ウ 連携体制整備

- ② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3）
 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4（上記 2.②の場合の特例：国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6）

見直し 国 2 / 3、市区町村 1 / 3 ⇒上記 2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1か所当たり 2,746千円
- (2) 事業費（集合型） 1か所当たり 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
- (3) 事業費（アウトリーチ型） 1回の訪問が1日の場合 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
- (4) 実施準備経費 1か所当たり ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

1か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

1実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 **拡充**

母子家庭等就業・自立支援事業（親子交流支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 （162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

2. 施策の内容

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業

- ・親子交流援助の実施等
 【1か所あたり最大4,201千円】
 → 対象者の要件見直し（R6要求）

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
 【1か所あたり2,300千円】

（2）一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大26,569千円】

2. 施策の内容

<拡充内容>

【対象者】

- ① 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親。
 - ② 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者とすることができる。
 - ③ 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
 - ④ 過去に本事業の対象となっていない者。
- 《見直し》 ⇒ 対象者要件の見直し（②の要件撤廃）を行う。

3. 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等：1/2

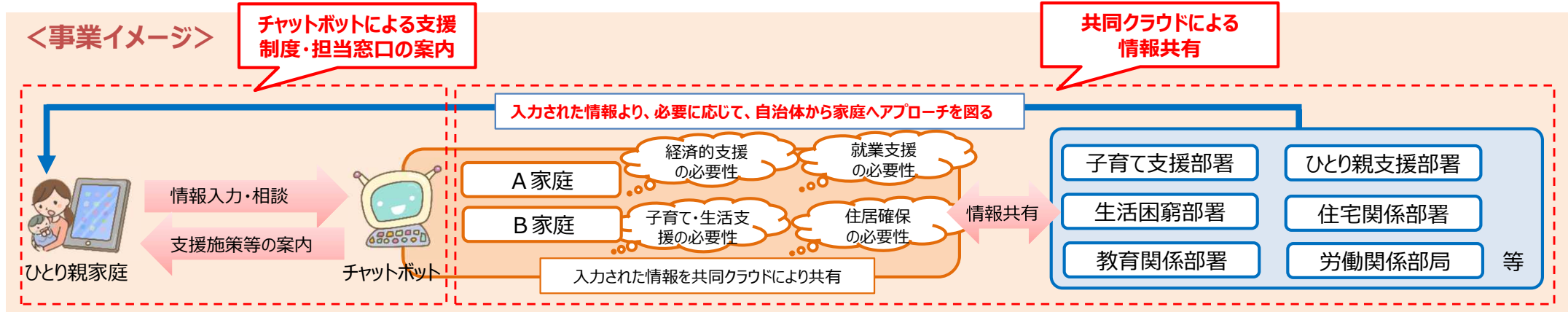
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 (-) ※ () 内は前年度当初予算額
 (参考) 令和4年度補正予算：2億円

1. 施策の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円
- 【補助率】 国：3/4

令和6年度概算要求額 25 億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額
 (参考) 令和4年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 施策の内容

【1】国⇒中間支援法人

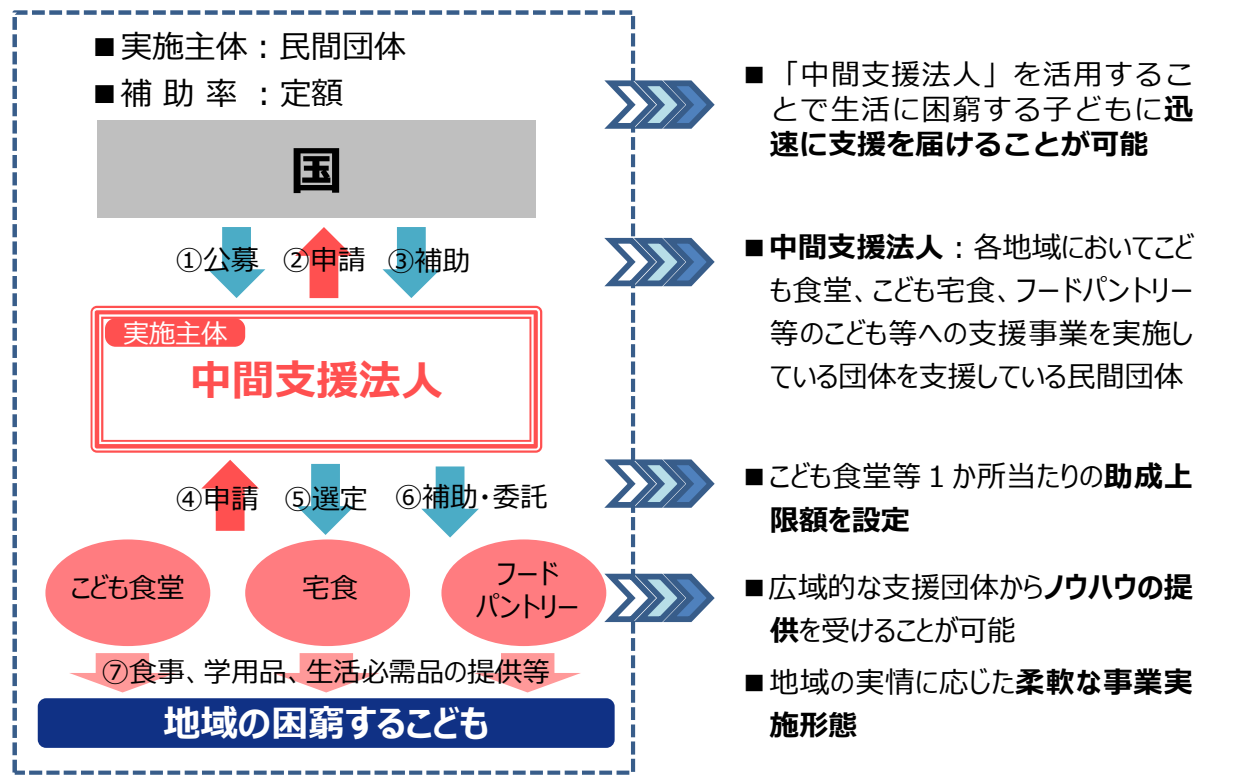
■子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ひとり親世帯等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額 (国：10/10相当)

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

拡充
拡充

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する
⇒ケアにおけるレスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充
A. キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充
B. イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

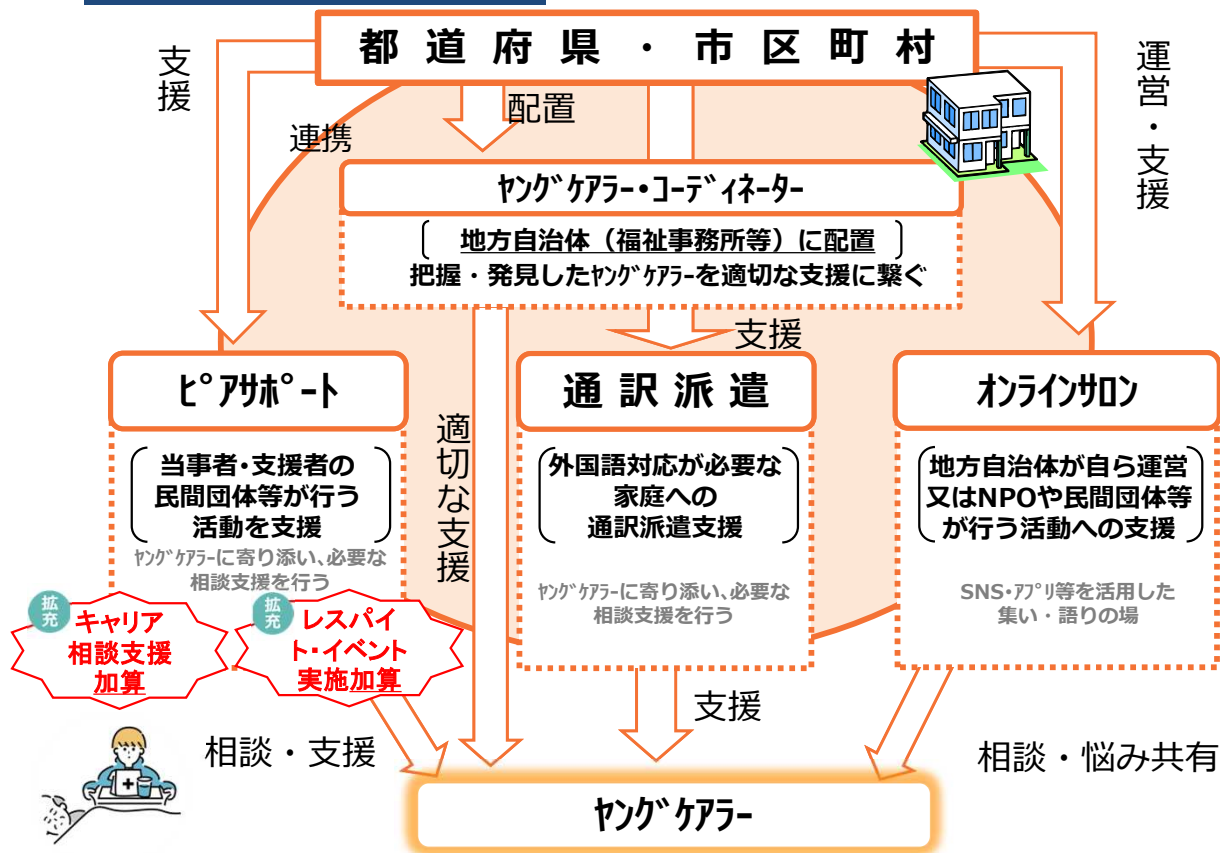
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



地域における子供・若者支援のための体制整備、人材育成

令和6年度概算要求額 0.8億円(0.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

・困難を抱える子ども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という)及び子ども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という)の設置の促進や機能の向上を図る。また、困難を抱える子ども・若者を支える相談体制やアウトリーチ(訪問支援)の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
 - ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
 - ・既設のセンター等で相談業務に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③
- (※協議会・センターは子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置の努力義務有り)

【具体的内容】

〔①関係〕

・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合(全国サミット)を開催する。また、協議会・センターの未設置地域等において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合(地方キャラバン)を開催。

〔③関係〕

・ i)センターを始めとする公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修、ii)アウトリーチ(訪問支援)を実践する現場の支援員を対象とした研修、iii)各地域で社会貢献活動等をリードする若者を対象とした研修をそれぞれ実施。

3. 実施主体等

実施主体:国

障害児入所給付費等負担金

令和6年度概算要求額 4,686億円 + 事項要求（報酬改定分） (4,483億円)

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置費

都道府県が支弁する障害児通所措置費及び障害児入所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付費

都道府県が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

(3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

要求額の内訳

(1) 障害児入所（通所）措置費：16,745,643千円（15,978,585千円）

(2) 障害児入所（通所）給付費：442,514,200千円（423,557,097千円）

(3) 障害児相談支援給付費：9,351,625千円（8,733,410千円）

障害児入所医療費等負担金

令和6年度概算要求額 55億円 (54億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置医療費

都道府県が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）措置医療費

（入所）虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係る分
（通所）障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付医療費

都道府県が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【負担割合】入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

（内訳）

(1) 障害児入所（通所）措置医療費： 1,170,066千円（1,135,305千円）

(2) 障害児入所（通所）給付医療費： 4,298,809千円（4,248,253千円）

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 **208**億円の内数+事項要求 (208億円の内数)
 ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行(令和6年4月)を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

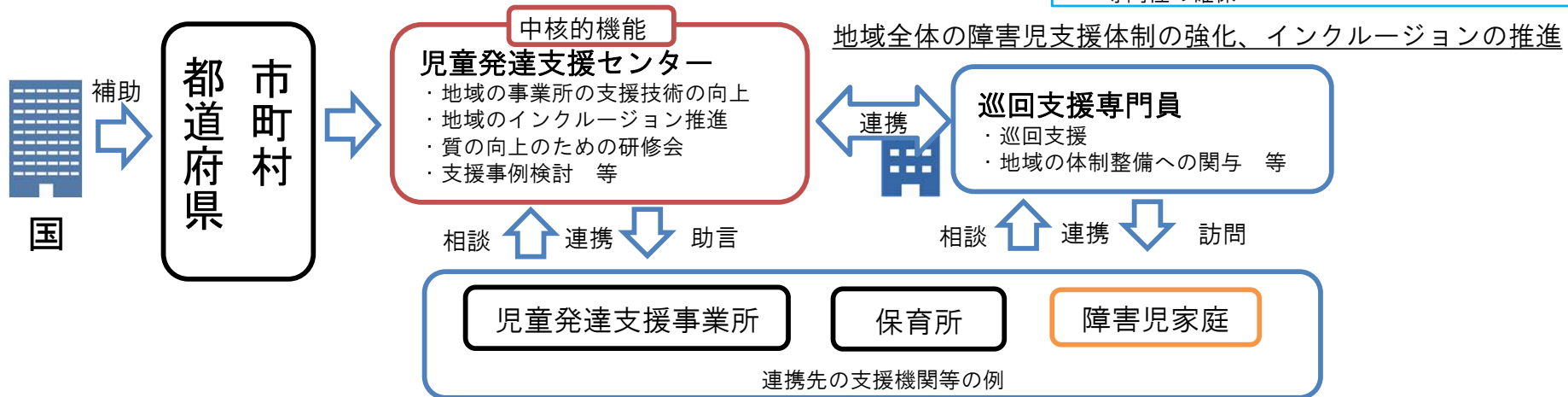
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業 : 国 1/2, 市町村 1/2
 都道府県事業 : 国 1/2, 都道府県 1/2

医療的ケア児等総合支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数+事項要求 (208億円の内数)

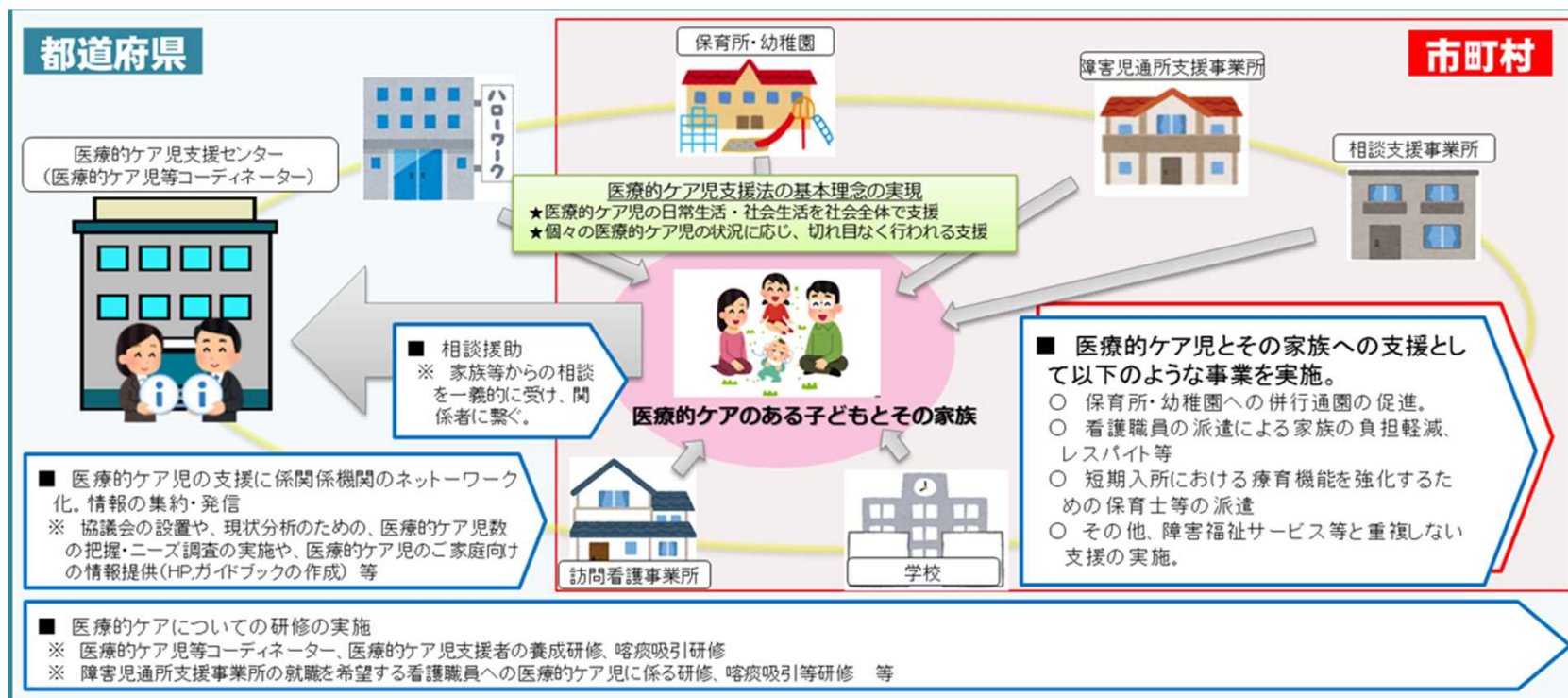
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

聴覚障害児支援中核機能強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数+事項要求 (208億円の内数)

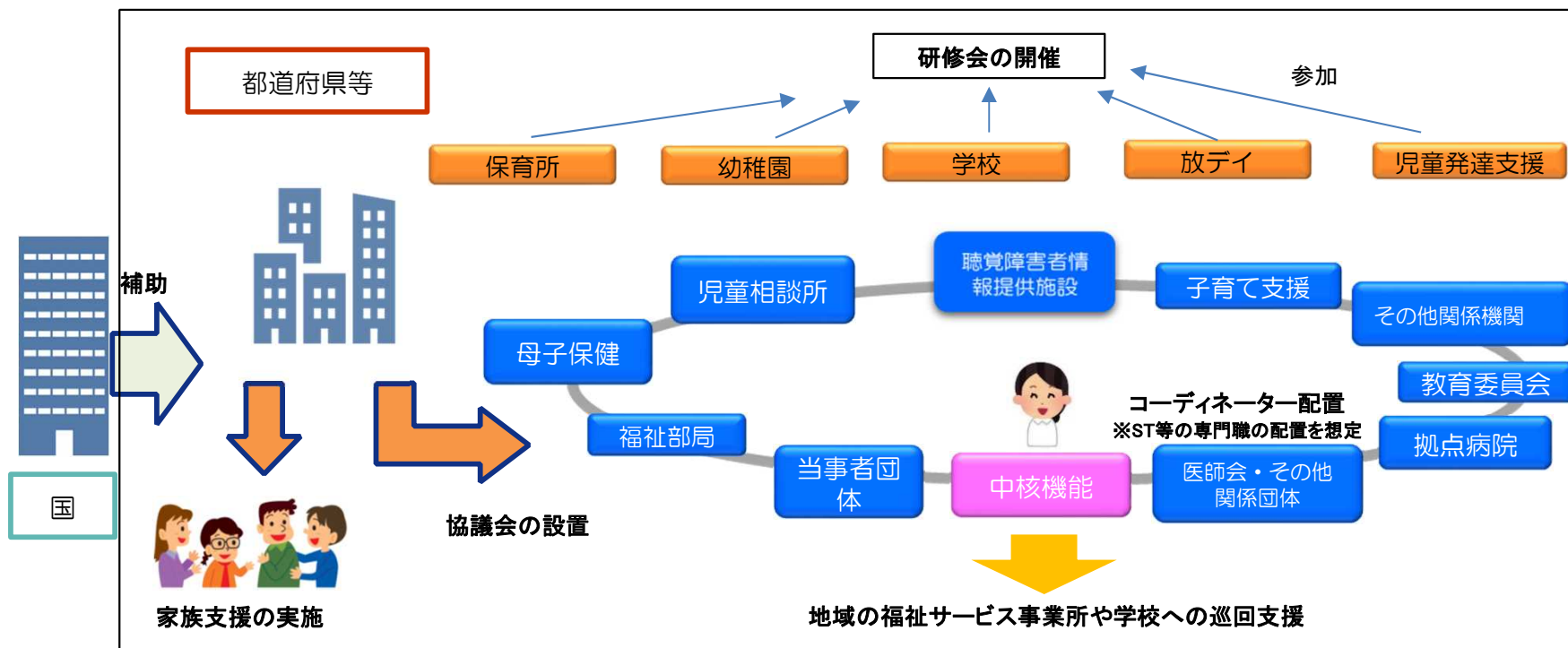
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児の支援に関する研修等の開催



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市
- 【負担割合】 国10/10

障害児安全安心対策事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和4年度二次補正予算「こどもの安心・安全対策支援事業」 33億円）

1 事業の目的

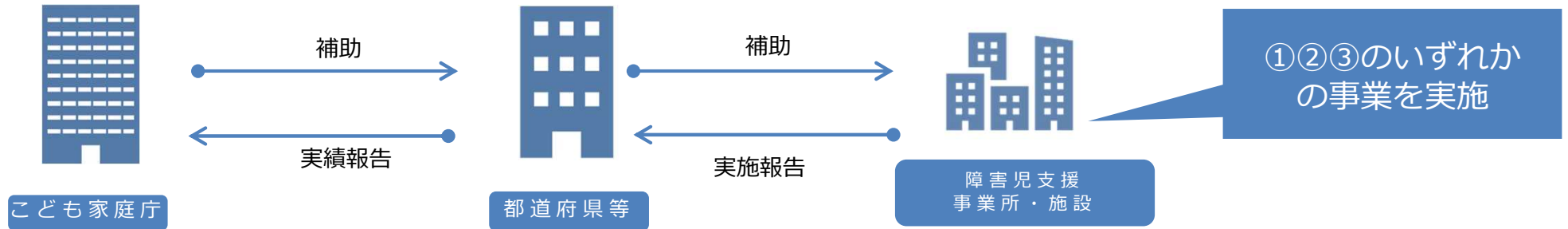
障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ①送迎用バスの改修支援事業
- ②ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ③登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①国10/10、②③国3/5、都道府県等2/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1台あたり175千円
 - ② 1事業所あたり200千円
 - ③ 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

障害児支援分野のICT導入モデル事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和4年度二次補正予算「障害福祉分野のICT導入モデル事業」 3億円）

1 事業の目的

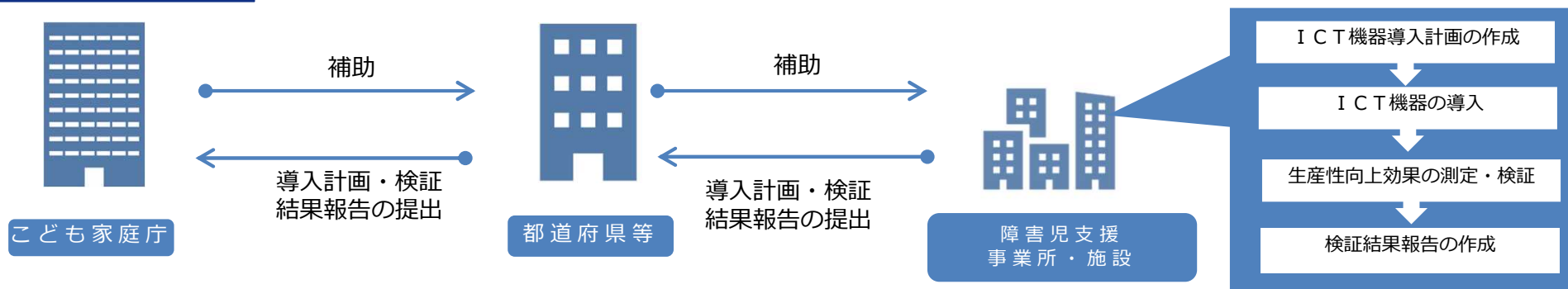
障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害福祉児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。

2 事業の概要

障害児支援現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係る経費を補助する。モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

・ICT導入支援対象：障害児通所支援事業所，障害児入所施設事業所等

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：事業所に対する導入支援：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4
事業所に対する研修：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価（年額）：1事業所当たり最大100万円

医療的ケア児等医療情報共有システム運用等委託費 【デジタル庁一括計上：3カ年国債】

令和4年度から令和6年度の3カ年国債で確保 令和4年度予算額 0.65億円

令和6年度概算要求額 **0.65億円 (0.65億円)** ※ ()内は前年度当初予算額 (デジタル庁一括計上予算)

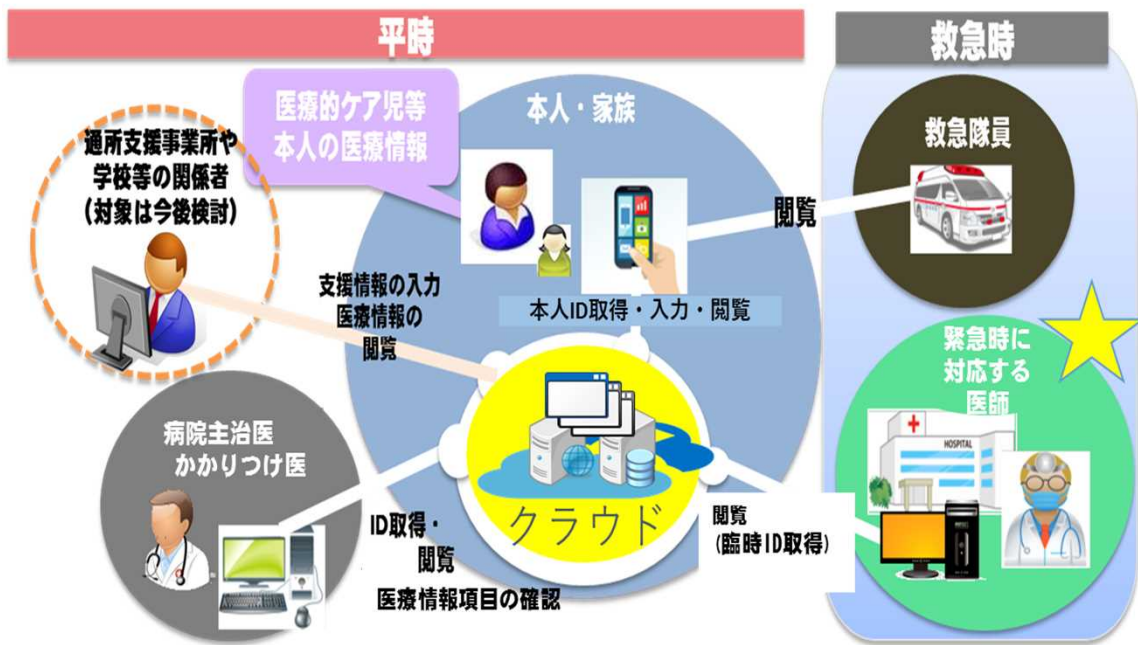
1 事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

2 事業の概要・スキーム

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等 (支援事業所等)
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

3 実施主体等

国 (委託により実施)

1. 施策の目的

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっており、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するために、本年4月より「**こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議**」（議長：こども政策担当大臣）を開催。
- 関係省庁連絡会議においては、有識者・当事者からのヒアリングを実施した上、本年6月には、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として、とりまとめを行った。
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁としても、こどもの自殺の要因分析のため、自殺に関する情報の集約・分析に関する調査研究に取り組むほか、自殺予防や自殺対策に関する広報啓発を積極的に実施していく。

2. 施策の内容

1. 調査研究（こども政策推進事業委託費：0.2億円）

- 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を実施。
 - ※ 令和5年度から情報の集約・分析を開始するが、その際に得られた知見・課題等を踏まえ、令和6年度も継続して、多角的な分析等を行う。

2. 広報啓発活動（こども政策推進事業委託費：0.7億円）

- **自殺予防週間（9月10～16日）**や、**自殺対策強化月間（3月）**に向けて、中学生や高校生に訴求力のあるコンテンツの作成・発信等を行い、関係省庁と連携した広報啓発活動に取り組む。

3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体に委託の上、実施

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

令和6年度概算要求額 2億円(2億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(205百万円)】

① 実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(令和6年度の開発・実証イメージ)

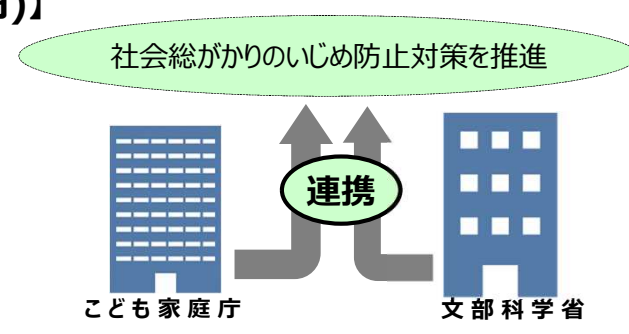
- ・令和5年度に未実施の地域(ブロック)や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築(認知時の情報共有、指導者等への研修など)
 - 独立性の高い組織等による、より第三者性を高めた相談・解決体制の構築
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築(首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど)

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援及び重大事態の報告書分析を通じた運用改善策等の検討(民間団体等に委託)

【(2) いじめ調査アドバイザーの活用(4.9百万円)】

国で学識経験者等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして活用し、自治体に対し、第三者性確保等の観点から助言をするなど



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ① 実証地域(首長部局)での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村

(1)①実証地域	令和5年度	令和6年度
予算箇所数	8カ所	16カ所(予定)
実施箇所数	8カ所(予定)	-

② 実証地域への専門的助言や効果検証等

【補助割合等】 委託費(国10/10)

【委託先】 民間団体等(1団体)

【補助割合等】 委託費(国10/10)

(2) いじめ調査アドバイザーの活用

【実施主体等】 国が専門家に委嘱